

	御意見の概要	御意見に対する考え方	件数
1	<p>優良産業廃棄物処理業者認定制度に係る情報の更新時期のうち、貸借対照表等の財務諸表の更新時期について、「1年に1回以上」を「365日以内に1回」と解釈運用している自治体があるが、財務諸表の公表時期をこの基準に厳格に対応させることは困難であるため、財務諸表作成の実態に合ったものに改善されたい。その際、関連省令における類似の表現の解釈運用に影響が及ばないような改正とされたい。</p>	<p>優良産廃処理業者認定制度の認定基準中、貸借対照表等を更新すべき場合(情報の更新頻度)について、企業の実務運営等、例えば株式会社においては、年度により定時株主総会又はこれに準ずる機会の時期が異なり得るという状況を鑑み、規定の趣旨の明確化を図るため「一年に一回以上」を「少なくとも定時株主総会で承認を受け、又は報告された都度」に改めることとしました。</p>	3
2	<p>「法人の経営実態に合わせた更新が可能となるよう、公表事項に係る更新すべき場合(情報の更新時期)の一部について適正化することとする。」とあるが、「(情報の更新時期)の一部について適正化する」とは具体的にどのような内容になるのか。</p>	<p>優良産廃処理業者認定制度の認定基準中、貸借対照表等を更新すべき場合(情報の更新頻度)について、企業の実務運営等、例えば株式会社においては、年度により定時株主総会又はこれに準ずる機会の時期が異なり得るという状況を鑑み、規定の趣旨の明確化を図るため「一年に一回以上」を「少なくとも定時株主総会で承認を受け、又は報告された都度」に改めることとしました。</p>	1